

足していないと思います。満足していないけれども、じつと我慢をしているというのが実態じゃないでしょうか。

ですから、満足されるようなそういう制度をつくる必要があるかと、そういうふうに思います。

その次でございますけども、町村は、先ほど申し上げたように、これには十分な対応をするだけの力がありません。もちろん私の町もできません。ですから、これを検討するときに、係が全部読んだんです。それで、聞いてみましたところが、いや、とても私どもではできませんと、こう言うんですね。そういう言い方をすることは、考えた上で言ったんだろうと私は思いますけれども、私にしてみると、何でそういうことを言うんだと言いたくなるんですけども、事情を聞いてみると、まさに彼らが言うような制度になっているんですね。

そして、やらなければ、ふるい落とすとしてきて、幾つかふるい落とされたもの、そういうものがございます。それらについてはどうしようとも、何とも決めていないわけです。だから、それは町村なら町村が拾って、それをやらなきゃならんということなんです。

ところが、さっき申し上げたとおり、それだけの、やるだけの技術者もいなければ専門家もいない。ですから、ふるい落とされてきたようなものは、それこそ専門家が一生懸命に努力をして解決をしていくことが大事じゃないでしょうか。それをやれるような仕組みになっていない。全部で106ぐらいあるんですね、施策を含めて。決め過ぎるんですよ。だから、これをまとめて簡略化をして、やれるようにすることこそ大事じゃないでしょうか。106もあって、じゃ何と何が何ですかと覚えろといったって覚えるだけでも時間がかかりますよ。その間やれないじゃないですか、職員が。自分が覚えていないですから、今私にやれと言うのと同じことなんです。

ですから、これを簡略化して、そして実効性の高い、そういう制度にすることが一番大事なことはないかと私は思います。

ですから、今日、私、せっかくこういう機会をいただきましたので、委員の先生方をお願いを申し上げますが、十分ひとつそれらを検討していただいて、小さな町村でも十分この施策ができるように考えていただくことが一番大事なことはないかと思います。

私の町でも120人くらいの障害者がいます。その120人のうち、さっき言ったように、全部全て同じように平等に取り扱うことができないんです、今の制度は。

ですから、それらを考えて、小さな町村でも十分こういう障害者の皆さんたちに手当てができるようなことを考えてやることこそ大事じゃないでしょうか。そういうふうに私は思いましたので、率直にそれを申し上げましたので、よろしくひとつご配慮をいただきますようお願いしたいと思います。

時間の関係で、私は、出している文章のことについては一切申し上げませんので、ダブったところもあるかもしれませんが、それは文章ですから、ぜひひとつ見ていただければと思いますので、ご了承いただいて、私の発言を終わらせていただきます。どうもありが

とうございました。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それぞれ行政のお立場からの発言でございました。委員の皆様方の中で、ご質問、ご意見等がありますならば。

福島委員、お願いいたします。

○福島委員

お3方のお話、いずれも私自身ももつともだなと思いついていました。とても重いご意見、ご要望もあって、この部会でも重く受け止めるべきだと思います。

それで、1点確認させていただきたいことがありまして、鈴木市長にお伺いしたいんですが、作業所の実態についてのお話でございましたが、普通、就労への支援をやるとか、効率的な作業という目標を掲げても、実際、生きる場のような状態になっているというお話でございましたが、その発言の趣旨、市長としてはどうすればいいとお考えなのか、そこがちょっと分からなかったので、どういうニュアンスの発言なのか、補足いただければと思います。

○潮谷部会長

鈴木市長、よろしくお願いいたします。

○鈴木磐田市長

多分、小規模作業所の実態について、私、意見を言わせてもらったところじゃないのかなというふうに思うんですが、ひとつ例を出させてもらいまして、はっきり言いまして、一部負担の点等々、障害者が自立していくという一つの方向性、就業するというような方向性については、これはいいし、そういう方向でひとついくべきなんではと思うんですが、実態はどうなんだろうかということで実態を言わせてもらいました。

一事が万事、私はそうだと思うんですけど、やはり私ども、地域で親御さんの考え、心配、実態はどうなっているのかということを見ると、まずは地域で足りないところを支援、支援してあげて、ともに地域で仲よく暮らしていける。また、その見通しが親御さんのほうでも一つの確信として持っていけるような、そういったところが一番重要じゃないのかなと。そこら辺をきちんと対応していくというのが、まず地域で行政をつかさどっております私どもとしては重要じゃないのかなというふうに思うわけでありまして、その中で、理念等々、また方向性というものがうまく現実とマッチして進んでいければなど、そのように考えて言わせていただきました。

○潮谷部会長

福島委員、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

ほかに。大濱委員、お願いいたします。

○大濱委員

お3方の、知事会の方、お話を聞きました。本当は、自立支援法の地域間格差、本当にこれ広がっているという実態が深く浮き彫りになっていると思うんです。逆にこれ自立支援法になって、本当にお金のある市町村、ない市町村、その格差が本当に広がっていると思います。

例えば、最後にお話しいただいた山本町長のところは、添田町の場合ですと、1万1,000人ぐらいしか人口がないわけで、そこに120人ぐらいの障害者がいるということになると、当然できないわけで、そこに地域生活支援事業、5事業全部やりなさいとか、そういうことになりますと、絶対これ予算足りないんです。

ですから、そこら辺の解決の方法を今後どうするか、恐らくこの中の重要な議題だと思います。

それからあと、鈴木市長の言われた、鈴木市長の場合は、磐田はヤマハがあるんですかね。若干ちょっと収入がいいのかと思うので、ある程度いろいろな事業が回せるんだと思いますが、その中でお聞きしたかったのは、障害程度区分6の場合に、ケアマネを導入して、その地域での生活をどうするかという居宅サービスについて、内容を決められると思うんですが、具体的にどのような形でケアマネを導入して、障害程度区分の6の人たちをどの程度の時間数、どの程度の対応になったかという具体的なことをお話しいただければありがたいんですが。

それで、私たちが今後の改善の仕方として考えているのは、これも提案しているんですが、やはり地域間格差が非常に大きくなったのを回避するためには、やはり基金とか何か別途のものを置いて、本当に小さな市町村に対しては国が全部責任を持つ、場合によっては10分の10を補助するんだというようなことがないと、これはもう小さな市町村は本当にやっていけないと思います。

やはりこの辺を今後この委員会の中できちんと議論していきたいというふうに思っていますので、特に山本町長並びに鈴木市長、またよろしくお願いいたします。

○潮谷部会長

それでは、鈴木市長、お願いいたします。

○鈴木磐田市長

まず、ケアマネの関係ですけれども、私どものところでは、障害程度区分の5と6の場

合、また、区分の基準値を超えて支給料を希望された場合には、ケアマネジャーによるケアプランの作成を必ず実施をさせてもらいまして、これはケアマネに1件1万円で試算をお願いしております。それをサービス提供時間の根拠資料として使わせてもらっていると、そういうやり方でやっているわけです。

こういうサービスが必要だというご本人ないし親御さんの気持ちというのに偽りはないとは思いますが、非常に主観的になりがちじゃないのかなという、また一部負担という一つの歯止めがある意味実質なくなってきましたので、これはそれにかわるものとしてきちんとしておかないと、全体としてどんどん費用が大きくなっていくということになると、制度そのものに、大げさな言い方ですけども、つながりかねないという危機感を現場が既に何となく覚えているということでもありますので、ご検討していただければと思います。これは知事会のところでも同じような趣旨でやっております。

あと、地域間格差という話でありますけれども、地域間格差、このまま予算補助という格好でもって、お金がないからできないというようなことで放置していきますとどんどん広がる、そういう危機感は私どもも持っております。磐田市の場合は、ヤマハ発動機、ブリジストンとかありまして、2兆5,000億ほど年間あるので、実態は非常に裕福な団体です。

でも、私どももところどころでも将来このまま同じようにどんどん膨らみ続けていっていいのかどうかという危機感は非常に持っておりますので、つけ加えさせていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ほかに、どうぞ、小板委員、お願いいたします。

○小板委員

知事会の関係なんですけども、自立支援法が施行されてから、実際には様々な事務系統が市町村におりていったと思います。

県のほうではどうなっているかという、個々にはアンケート調査だとかという、そういうものとか、もちろんこれは研修はしなければいけないということで、そういったことからどんどん大きくなってきておりまして、実際には、例えば障害程度区分でいけば、専門家と言われている各種相談所、そういったところはほとんど機能していないという。

そういった意味でいくと、今のような市町村に対する事務というのを、これを何らかの形で受け持ちを変えていただかないと、これから難しいのではないかという感じがいたします。

特に児童の関係でいきますれば、障害児童なんていうのは、市町村にはほとんど言えないというか、二、三人だということがあるわけですが、これはやはり県のほうで統括をしていただくということも必要だろうというふうに思うわけです。

将来的な部分についても、やはりかなり大規模に集約をしていながらやっていかなければ

ればとてもできるものじゃないし、また専門的な分野を活用していただくという、そういうことが大切じゃないかなということですから、もう少し県と市町村との積み上げですか、そういったものを整理していただくといいのではないかなという感じがいたしますが、いかがでしょう。

○潮谷部会長

ただいまの、論点は論点として後の委員会でも論議をいたしますが、でき得ましたら基礎自治体と県との役割等々も含めて少しお話しくださいませと思います、実態的なものを踏まえて。

○平井鳥取県知事 今回、障害者自立支援法が導入されるのとあわせて、大幅におっしゃるように市町村に権限が移譲されました。私どもは、正直戸惑いがあります。

正直申し上げて、先ほど来議論がありますが、山本町長のところでは人材がない。ただ、県にはあります。ですから、何が起こっているかといいますと、まだ今、跛行的といえますか、まだら模様で移譲されているというのが現状ではないかと思えます。

現実問題、発達障害のお子さんたちを市町村が全部面倒を見るのは無理だと思います。そんなわけで、鳥取県の場合、県全体で、県の中部に発達障害のセンターをつくりまして、そこに人材を招致して、市町村の事務か県の事務かはともかく、我々のほうで受け入れるというようなこともやっています。

また、山間部の郡部では、市町村の保健師さんがいるとしても、それも限界がありますので、現実問題、私ども、福祉スタッフが事実上一緒になってやったりしています。これが特に地域人口が少ないところで、人材を集めにくい地域での実情だと思います。幅広くこういうことが認められると思うんです。

ですから、本来は、基礎的自治体という理念で、市町村が財政的窓口になるべきだという論はあると思うんですけども、現実に即して考えると、障害者の場合は、高齢者とか児童福祉サービスほど市町村のほうに人がいづらい、つまり対象者もないし、人材もないという状態でありますので、県との役割分担をこの際見直そうかというのは、私は議論に値するんだろうと思います。

その際、現実に即して、例えば障害といってもいろいろな形態、特に精神なんかは難しいです。ですから、町村の役場に来られてもらってはどうかというのは最初にはありませんでした。

そういうのを考えていただく余地が私は十分にあるだろうと思います。その中で、第一義的に福祉の現場としては、できるだけ住民に近いところにあるほうがいいだろうということで、市町村という立場を活用しながら、人材サービスの供給とかあるいはいろいろな観点で市町村と県で合同して事務組合をつくるだとか、私はいろいろなアイデアがあり得るのではないかと思いますので、審議会のほうでも、今、小坂さんがおっしゃった問題意

識を持って検討していただければと思います。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

小板委員、よろしゅうございますでしょうか。

ただいまの点については今後の論点の中で、委員の皆様方はそれぞれ深めていくことになろうかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

堂本委員、お願いいたします。

○堂本委員

私も、県の役割と市町村の役割、これが明確になっていないと思えます。

これははっきり申し上げておきたいことは、確かに基礎自治体で一番生活に近いところで福祉の問題は担うことが理想だと思います。そして、そこへ移行していくことが大事なんですけども、先ほどからご意見が出ていたように、制度が変革されて十分準備の時間もないままそれがおりてくるというようなときに、本当に市町村ではそれを受け応えられないような事態もあります。

一番大事なことは、余りにも市町村には、それじゃ力がないのかといたら、決してそうは思っていません。今回、合併をしていない市町村が、まだ人口3,000人とか7,000人あるいは1万人程度の市町村が全国にはありますけれども、そういった市町村で専門的な難しい相談なんかを受けることは確かに難しいんですけども、そういったプロセスの中で今どういうことが起きているかという、余りにも細かいことなど、一方で市町村を信用しない。そのため国が非常に細かいことを決めてしまう。県にも裁量権が十分でないし、市町村等にも十分に裁量権がない。

先ほどから鳥取の知事さんからもお話が出ていましたように、千葉にも過疎地があります。密集地もあるんです。両方ございます。そうしたときに、過疎地ではとてもじゃないけれども、10人、20人という人数のものができない。したがって、私たちは高齢者とそれから障害者と子供、そういったことで一緒にサービスをしたいということを何度も何度も厚生労働省にお願いしていますが、それは縦割りの制度の中で認めていただけない。

したがって、介護保険と障害のほうと、財政的なからくりが違うがゆえに、それをやっちはいけないということなんですけれども、もう少しそれを県にも、それから市町村にも裁量権をいただければ、そのところはそれぞれの市町村に向けたやり方で行政サービスを設計することが可能だと思います。

余りにも制度がかっちりできていて、そして補助金の制度で国がどのぐらい、それからまだ県、市町村に下がっていくものもあれば、それから直接市町村に行くものもあるわけなんですけれども、そこで一番市町村が困っていることは、そういった裁量権がないことだと

いうふうに思います。

今度、この法律の見直しをするときには、ぜひそういった地域の裁量権、そして皆さんから出ている報酬の問題などでは、これではやっていけないというような施設あるいは地域移行、両方に関して財政的な負担を来そうというような経営の状況もございますけれども、そういった場合でも、もう少しそこに余裕を持たせてくだされば、そしてなおかつ裁量権もあれば、もっとその地域でもって伸び伸びとできると思うんですけれども、そこが難しいんだと思うんですが、その辺のところについてもできれば今日は市町村、町長さんがいらしているので、どのようなお考えかということも伺わせていただきたいと思います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

今、堂本知事からそれぞれの知事あるいは市長、町長の立場から、裁量権の問題を含めて伺いたいということでございますが、一言ずつお願いいたします。

○平井鳥取県知事

鳥取でも今模索をしておりますのは、共生型、すなわち児童、障害、高齢者、ソウマモリガ設定、設置ができないかどうか、こういうようなことを考えておりますが、こうした裁量権のことをぜひ考えていただきたい。

また、あとそれぞれの施設に細かい施設基準がございます。私はやり過ぎだと思います。総体的に緩和をしていただいて、単に財政的な包括支援を国が行っていく形がいいと思います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

では、鈴木市長、お願いいたします。

○鈴木磐田市長

裁量権については、当然そういう方向でもって拡大する方向でもってやっていくほうが私どもにとってはうれしいし、またうまく障害者行政もいくんじやないのかなというふうに思っております。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

山本町長、何かございますでしょうか。

○山本添田町長

この裁量権は町村は無理じゃないですか。ですから、例えば障害児などは区分しているんですね。別々に分けているんですね。分けないで同じようにすれば、それは裁量権もやれるかもしれませんよ。しかし、今、区分が多過ぎますよ、これは。

だから、そういうものを整理した上で、そして裁量権はどうだと、こう言われると、町村側もやれるかもしれません。今の状況では、とてもそれは町村は無理だと思います。

それから、会長さん、ひとつ県がこういうのに入ってくれば一番いいですよ。日本国は一遍も入ったことがないんです。だから、高齢者医療保険でもお分かりでしょう。県は入っていないんですよ。県を入れなければうまくいかないよというのは何回も私も言いました。

けれども、結局最後は、県は抜いているんですね。それと同じですよ。県を入れましょうとだれかさつきご発言しておりましたけども、いいことを言っているなと思いましたが、恐らく実現不可能でしょう。そうしたら、どうしたらいいかということをもう一つこの委員会で検討することが必要じゃないでしょうか。要らんことだと思いますけども。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

安藤委員が先ほど手を挙げていらっしゃいましたので、安藤委員、ご発言ございますでしょうか。

○安藤委員

安藤です。

知事会の平井知事さんにお伺いしたいんですけど、知事会の意見は私たちの願いと基本的に一致しているわけなんだと思います。ただ、この見直す中で、2つの問題があると思うんです。

1つは、財源でいろいろ課題が出ていますけれど、財源をどう活用するかということですね。その辺は地方分権というような理論の中で市町村に権限を与えていますね。私たちの就労とか、いろいろな問題を、そのような問題は、地方分権の中で、市町村で決めることだと言われているわけですね。

したがって、知事会としてこのような問題について、実務レベルではなくて、政治的な判断や行動が必要ではないかと思うんです。

障害者としての財源をどう確保していくか、知事会としても非常に大事な課題だと思うんですけどね。

以前の知事会は、戦う知事会と言われていましたけど、最近は戦わない知事会になってしまった感じがあるんですけど、そのところはわからないし、地方分権自体も知事会にとってどう判断していくのか。この自立支援法を根本的に見直す中で、知事会としての役

割というか方向というものは基本的に持つ必要があるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。ちょっと難しい質問になりましたけど、よろしく願います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

制度設計と財源負担という1点についてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○平井鳥取県知事

これについて、財源については、私ども、十分必要な額を確保すべきだということ。また、障害者自立支援の仕組みについていろいろと問題があるということもこれまでも厚生労働大臣に直接何度も申し入れをしたり、協議の場もつくってもらったりしております。そういう意味では戦いは続けていこうと考えております。

あと、実際の権限関係について、市町村との役割分担、先ほど来議論がありますが、これはよく私は率直にこれから実情に応じた議論が必要ではないかと思えます。

知事会がその障害者福祉について市町村に移すべきだと主張したことは私は恐らくないと思えます。むしろ国のほうの方針として、福祉は市町村だという固定観念があって移ってきたのではないかと思えますが、現実問題としては、障害者行政だとか、あるいは支援の仕組みについて、専門的なスタッフを市町村という小さな単位で集めることが可能かどうか、私は個人的には疑問があります。

ですから、私のイメージは、鳥取県だったら県と市町村で一緒に事務組合をつくってやるかというような思いがあったんですが、そういうような仕組みづくりが今後は議論の対象になってもいいのではないかと思えます。

例えば、聾唖者の皆さんの場合だと、地域に移行するんだということを言います。そうしたら、じゃその際に手話通訳をどうやって確保するのか。これを小さな町や村で頑張れと言ったって私は無理だと思えます。ある程度広域性がないとできないと思えます。

そこに財源的な支援、今ここは欠けていると思えます。この部分をきちんと手当てをすることが本当の意味の障害者行政だと思えます。

県だ、市町村だ、国だということではなくて、障害者の視点に立った制度設計が必要だと思えます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

最後に、広田委員がどうしてもということでございますから、よろしくお願いいたします。

○広田委員

すみません。簡単なことです。知事さん、文章を読んでいきまして、程度区分のところに精神の特性を反映する項目を入れるということでありありがとうございます。

それから、5番目の身体障害者、知的障害者の労働の支援となるよう、精神障害者の自立及び社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃の割引などとおっしゃったんですけど、これというのは、JRの場合は、100キロ以上が半額で、あとはいわゆる1級が介添人がいたら2人で1人ということをご存じで入れていらっしゃるのか、例えば横浜市とかいろいろな、地方自治体がお金を出して、交通のパスを出しているんですけど、そういう。地方自治体の負担を含めて考えていらっしゃるのか。

○潮谷部会長

お願いいたします。

○平井鳥取県知事

スローガンとして、障害者自立支援法、3障害一体といいますけども、一体になっていないじゃないかということを行っているんです。本当に一体ということのスローガンとして掲げるのであれば、こうした民間による支援のことも呼びかけて統一するのではないかという趣旨です。

○広田委員

そういうスローガンが危ないんですよ。

精神障害者はうれしいんですけど、今、町長さんにしろ、市長さんにしろ、お金がないと言っているわけじゃないですか。だから、お金が100あるならば100の中で使い分けなきゃなんないんですけど、200も300も必要な話がいっぱい今日出ているわけですよ。

こういうスローガンがどういうところにお金を重点的に使うかということで、私もかつて国土交通省にJRのことを話しに行ったことありますけど、今振り返ってみると、100キロ以上半額といったって、100キロ以上そんなに行く精神障害者はいないしという感じで、最近は行かなくなっているんですが、スローガンは怖いこともありますので、中身をよく知ってからやっていただきたいと思います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

今日は、行政三団体のほうから現状を踏まえたご意見をちょうだいいたしました。時間もまいりましたし、このあたりで本日の会議を終了させていただきたいと思います。これまで3回ヒアリングを実施いたしました。それぞれの会で論点が出てまいりましたので、事務局のほうでは、論点を整理していただき、次回から、委員の方々とともにその論点に

対しての論議を深めてまいりたいと、このように考えておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

また、次回の部会の日程等について、事務局のほうからお話がございますならば、よろしくお願いいたします。

○蒲原企画課長

本日は大変ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

ただいまお話がありましたとおり、これまでのいろいろな議論あるいは団体からのいろいろなご意見を踏まえまして、少し整理をしていって、いろいろな議論をこれからもお願いしたいと思っております。

次回でございますが、第38回でございます。9月10日水曜日2時からという予定でございます。

正式には追って場所等を含めましてきちんとご連絡いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど山本町長のご発言の関係で、少し資料を改めて別途お配りをしてほしいというお話がございましたので、配布をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○潮谷部会長

資料配布は今日ということですか。それとも後日、委員会の中で。

○蒲原企画課長

後日、きちんとコピーをして送付をしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○潮谷部会長、

それでは、皆様、お疲れでございました。

ありがとうございました。

(了)